

## 別表十の二（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の98《特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に、同条第1項に規定する対象連結親法人又は同項に規定する対象連結子法人ごとに記載し、その対象連結親法人又は対象連結子法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。
- 2 「連結親法人及びその各連結子法人の調整個別所得金額の合計額14」については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。